

～ 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート～

認可外保育施設等を利用する

子どもたちの利用料が無償化の対象となります

無償化の対象となるためにはどうしたらいいの？

お住まいの市町から「**保育の必要性の認定**」（**施設等利用給付認定**）を受ける必要があります。

※認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえて、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できない方が対象となります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市町にご確認ください。

0歳から対象？利用料に上限はあるの？

3～5歳児クラスまでの子どもたちは月額3.7万円

0～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円

までの利用料が無償化の対象となります。

※お住まいの市町の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収書等を添付して、お住まいの市町に申請することが必要です。

※家庭の状況（3人っ子等）や利用する施設によって手続きが異なることがありますので、詳しくはお住まいの市町にご確認ください。

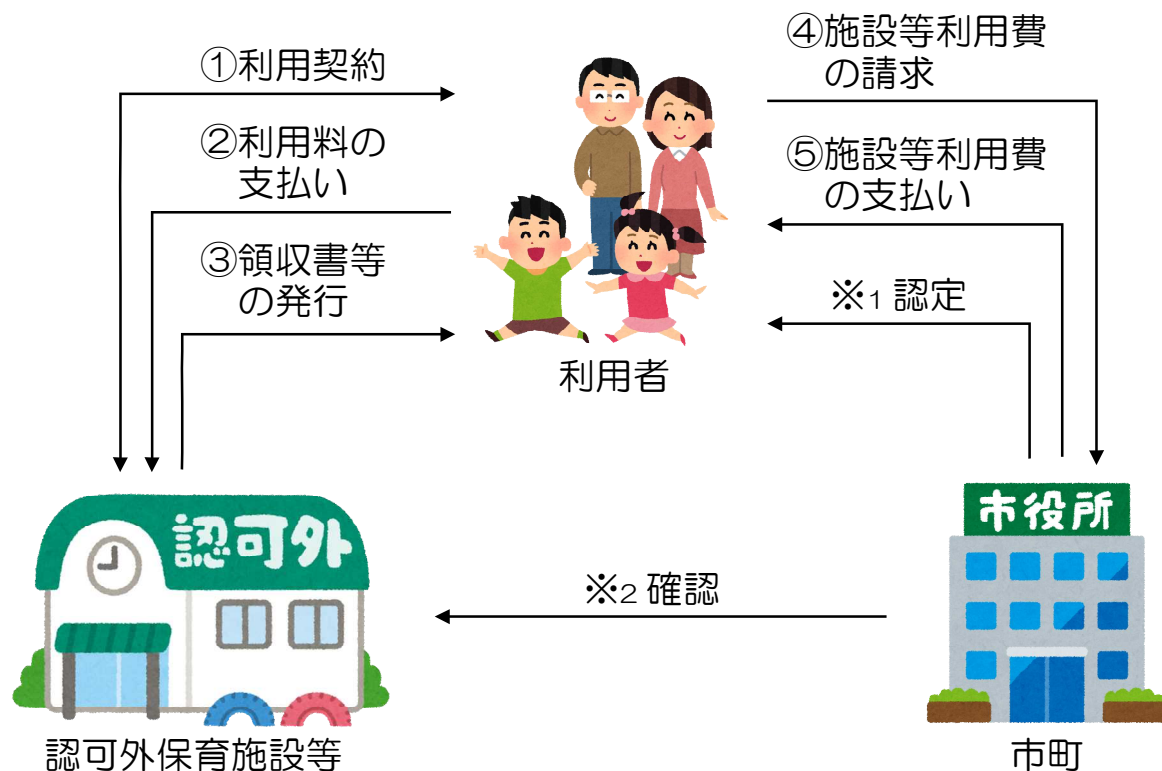
全ての施設が無償化の対象になるの？

市町に確認を受けた**認可外保育施設**（ベビーホテル、ベビーシッター、事業所内保育所等）に加え、**一時預かり事業**や**病児保育事業**が対象になります。

※保育の必要性の認定を受けた子どもは、月額3.7万円（または4.2万円）を上限に、市町の確認を受けた**複数の認可外施設等を利用することが可能**です。

※無償化の対象となる認可外施設等は、所在する市町が対象施設として公表しますのでご確認ください。

～基本的な手続きのイメージ～



※₁ ※₂ 保育の必要性の「認定」を受けた利用者の方が、市町の「確認」を受けた施設を利用した際の利用料が無償化の対象となります。

- 保育の必要性の認定を受けていない場合、まずは市町に申請が必要です。
- 請求、支払いの時期など、手続きの詳細については、お住まいの市町にご確認ください。
- 施設によって、手続きが異なる場合があります。
- 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

詳細はお住まいの市町にお問い合わせください【市町の窓口一覧】

福井市 子育て支援課	0776-20-5270	坂井市 子育て支援課	0776-50-3042
敦賀市 児童家庭課	0770-22-8126	永平寺町 子育て支援課	0776-61-7250
小浜市 子ども未来課	0770-64-6013	池田町 教育委員会	0778-44-8006
大野市 福祉こども課	0779-66-1111	南越前町 保健福祉課	0778-47-8007
勝山市 福祉・児童課	0779-87-0777	越前町 福祉課	0778-34-8725
鯖江市 保育・幼児教育室	0778-53-2225	美浜町 福祉課	0770-32-6704
あわら市 子育て支援課	0776-73-8021	高浜町 保健福祉課	0770-72-2493
越前市 子ども福祉課	0778-22-3006	おおい町 住民福祉課	0770-77-4053
		若狭町 福祉課	0770-62-2704